

第六章 戦時下の大和売薬

1 企業整備

新体制 日中事変の長期化につれて、売薬界の経営もますます困難をきわめてきた。それは「……従って経
への動き 済界への影響又甚大なるものあり、即ち統制経済は計画経済に変更せられて総ての原料資材の生産

配給並に製品の消費等に至る迄機構を改更せられし為に斯業に及ぼしたる所又少なからざるものあり……」(大和売薬同
和十五年度業務
成續報告書)とあるがごとくである。このように国民の保健衛生のうえで重要な生産を担っている医薬品(本県の売薬)
業界でもきびしい統制のもとで、生産の合理化に向かうべくその生産体制の変革を求められたのであった。

本県には大和売薬同業組合が一九一一年(明治四四)二月一日に設立されており、業界の中核団体として重きをなし
ていたが、一九三九年(昭和一四)に入り、重要輸出品工業組合法が工業組合法へと改正されたのにもない本県で
も、新しく大和売薬工業組合(理事長・中嶋太兵衛)が設立された。組合事務所は大和売薬同業組合内に置かれ、両組
合とも中嶋太兵衛が組合長と理事長に就任していた。

一九四〇年(昭和一五)に入り、時局は一だんときびしさをまし、売薬業界もいよいよ戦時体制への移行を検討しな
くてはならない現況となった。その具体的な動きは富山県での売薬業界の動きであった。富山県では「永い売薬業の

伝統を捨てて原材料の死蔵・偏在を防ぎ人的資源の不足を補う」ことを目的とした企業整備の基本計画のもとで、一県一戸一袋制（一世帯に一つの配給袋とし消費者への皿ね置きを廃止しようという）を目指し、全県的に企業合同をしようという動きであった。本県でもこうした富山県の方針を知るため中島組長をはじめ県当局も交えて、富山売薬同業組合評議員でもある広貫堂代表金尾義信からその事情を聴取している。

同年一月二八日に本県の榎原で開催された「第二〇回全国売薬団体連合大会」では富山県代表から富山売薬業界の新体制案の内容についてくわしい報告がなされている。大会主催者である大和売薬同業組合からは、増田副組長が本県売薬業界の特異性、つまり生産の大部分までが家内工業であり、従業者の大半は老人・子供・婦女子であること。製剤家が県内広く分散していることなどのメリットにふれつつ企業合同についての商工省次官通牒については「一律的企業合同は勸奨せざる様に……」と本県業界の要望を述べている。

さて、わが国の情勢がいよいよ戦争経済への色合いを強めていくなかで、売薬業者に対してもさまざまな制限が加えられるようになった。労働力の不足を補うため政府は労務調整令（一九四一）を発し、男子従業員の雇用について制限を加えたのであるが、とくに売薬業者に対してもきびしいものであったため、業者としても代表団を組織し、配置売薬の有用性について熱意ある陳情を繰り返し、その結果、一九四三年（昭和一八）一〇月八日付で、山間僻地の行商に限っては、あるが、労務調整令による男子従業員等禁止適用除外を与えられたのであった。しかし、売薬営業整備については、新企業体設立（原則として一府県一企業体）というきびしい方針に直面することとなったのである。

一九四一年（昭和一六）一二月八日、政府は米英に対して宣戦を布告し、太平洋戦争に突入したのである。戦争経済を維持するため物資生産、配給を合理化、効率化するため政府は同年一二月に「企業整備に関する方針概要」を発表

した。売薬業者に対しては一九四二年（昭和一七）二月二八日付の厚生省次官が地方長官にあてた通牒に基づき「売薬営業整備要綱」が制定され、本県でも四月に整備委員を委嘱し、第一回の整備委員会を開催したのであった。この方針概要の趣旨は、軍の要求する医薬品の需要に応じるためには、生産・配給の両部門で企業整備をおこなない生産性の飛躍的向上を図ろうというものであった。そのためには①もっとも緊要な品目の重点的生産の徹底。②生産を優秀工場に集中し、生産性の低い工場は整理統合の措置を講じる。③配給業者の整理統合もあわせておこなう。というもので、具体的には、とくに緊要なものの重点的生産を徹底し既存のものについては生産性などについて検討のうえ整理をおこなない、売薬の新しい免許は当分の間その発行を抑制する、というものであった。

売薬営業整備にともなう評価調査が厚生省とともに国民厚生金庫でも実施されることとなり、本県の売薬業界も一九四二年（昭和一七）七月八〜九日の両日、国民厚生金庫の増田企画課長らによって大和売薬工業組合と売薬営業整備委員会幹部との懇談会、それに県内企業の調査が実施された。この評価調査は昭和一七年二月二八日付、厚生省次官通牒として出された売薬営業整備要綱に基づいて制定された本県の整備計画の進捗状況の調査、共助金の資金需要と組合幹部からの企業整備に対する事情聴取が目的であった。このときの本県の現状は同年七月五日に第六回売薬営業整備委員会の審議を終った段階であった。なお、この時期に東京・滋賀については厚生省が、奈良・富山・大阪については国民厚生金庫が評価調査を実施している。

生産部門 売薬生産部門の整理については、薬局売薬以外の売薬、つまり配置売薬についての細かな整理統合の整理の方法について定められていた。それによると、各道府県単位の売薬工業組合を指導しておこなわせるようにしており、売薬生産企業は原則として一府県一企業体に統合するものとし、その整理統合は生産性の優秀

な工場を中心として、施設・技術などを重点的に使用するものとする。そのうえで最高度の生産効率を發揮するように留意しつつ、新企業体はなるべく有限会社、株式会社形態とすることが望ましい、としていた。また、新企業体の設立と運営については、新経済体制下の企業の担い手に適した人格識見の卓越した人を選ぶこと、参加する企業については、従来から売薬生産の実績を有し、かつ生産を継続しておこなっているものというように、その理事者や参加企業の資格を定めている。なお、生産を休止しているものについては、これを除外するものとしている。

販売部門の整理 売薬の販売部門の整理の方針は、消費者との関連を考慮しながらも、国策の要請に應えるため、配置業者の整理統合を促進するというものであった。そこで政府は厚生大臣によって「配置売薬」な

るものを決定し、ついで配置統制機関を設け、①配置売薬の配給を統制するために、道府県を区域とする商業組合または会社を設立させるか、それ以外の区域などでは申し合せによる統制団体を組織することとする。②統制機関の業務については、厚生大臣の指揮監督を受けるものとし、③統制機関の組合員または、いわゆる懸場帳主（全圖ヲ販売区域トシテ、消費売薬ノ代金請求權ヲ有スルモノ）とする_{（消費売薬ノ代金請求權ヲ有スルモノ）}とすると定めている。

このようにして、設立された統制機関は厚生大臣が決定した配置売薬を共同購入という方式でしか購入できないこととなっており、販売についても共同販売という方法しか認めていないのである。したがって、行商者と売子（配置員）はすべて統制機関に従属することとなるのである。しかも、各統制機関は毎年協議会を開催して配置区域を協議決定し、同一地方または同一世帯への同種売薬の配置をおこなわないようにすることと定めていた。

本舗売薬 本舗売薬には厚生大臣が定めた甲種本舗売薬と、それ以外の乙種本舗売薬とが定められており、その差違は配給形態についても異っていた。甲種本舗売薬については、生産者から売薬統制会社を経

て道府県医薬品卸売機関へ、さらにそこから小売業者、需要者へという経路を辿るのであるが、乙種本舗売薬については生産者から道府県医薬品卸売機関へ直接販売することが認められており、さらには地方長官の承認を得れば、自社の営業所で小売りすることも可能であった。しかし、この措置も生産部門の整理統合が完了するまでの臨時的措置であった。

さきの、道府県医薬品卸売機関として医薬品卸商業組合が設けられた場合は、甲種本舗売薬については売薬配給統制会社から購入し、乙種本舗売薬については当該道府県の生産者から購入して、それぞれの道府県内の小売商業組合からの注文にもとづいて割り当て配給するということに定められていた。その小売商業組合は組合員からの注文をとりまとめて卸商業組合から共同購入し、組合員に割り当てることを目的に地域の売薬請売業者で組織されていた。

このように、生産部門と販売部門の整理統合はもっとも優れた生産性の高い工場のみ存立を認めるといふ趣旨のもとに進められようとしたため、中小零細な企業は必然的に転廃業を余儀なくするのであるが、①転廃企業に従事していたものはなるべく新企業体に引き継ぐこと、②そのほかの事項については国民職業指導所、国民厚生金庫などと連絡を密にして遺憾のないようにし、転廃業にともなう処置はなるべく同業者間でも一致協力し、共助金提供などについて善処することを求めるといふ、あくまでも売薬業界内部での相互扶助を強く打ち出しているのであった。

業界懇談会 時局が益々きびしくなるにつれ種々の原料資材だけでなく、いろいろなことについても統制が強化
と 調 査 されるようになった。

政府は、それぞれ業界に原料資材の合理的な活用のせひを衆知させるため商工省主催による物資動員地方懇談会を開催した。本県でも、和歌山県をあわせて一つのブロックにした懇談会が一九四一年（昭和一六）一〇月二五日奈良市

役所奈良会館で開催された。商工省からは特許局・燃料局・貿易局・物価局の各局長や各部長らが出席し、午前中は両県庁係官との懇談、午後は関係業界に対する物資動員関係諸方針についての説明会がおこなわれた。つぎに業界の実態把握についての調査が実施されているが、相当頻繁になされたようである。同年一月二日付衛発第一五四一六号奈良県警察部長による「配置売薬に関する調査」が工業組合に対して通牒されている。この調査は一月現在の本県の売薬業界の現状を示すもので、それによると、売薬営業者数は四三九人、懸場帳主数は四七九八人、配置する売薬方数は七〇五二方、行商人と売子数は一万六九八人となっている。また、配置先は四七道府県にわたっており、さらには樺太(現サハ)にまで及んでいた。本県が占める配置総戸数は二一七二万六四七四戸、そのうち樺太には三万九三四戸が配置先であった。引き続き実施された「配置売薬、店舗売薬以外の売薬売渡高調査」から、店卸総額が三六三万九七二四円〇三銭、通信販売によるものが五〇万八二七円〇五銭、そのほかが一八万四六九八円五〇銭、露店売りが九万八一一九円となっている。さらに、自己で調製する売薬を自ら配置する生産者は二四五人であると、報告されている。

一九四二年(昭和一七)三月に実施された薬局売薬以外の売薬生産高調査あるいは、同年五月に実施された配置売薬についての売渡高調査、特許局による「赤玉の商標を付した売薬」の本県の実態調査などもおこなわれている。

ちなみに工業組合の調査報告によると赤玉の商標免許取得者は三〇人、うち生産を休止しているものは四人、免許取得者のもっとも古いのは一九一〇年(明治四三)九月二九日付で北葛城郡磐園村(現当麻町)の脇本直治郎の「赤玉宝痢丸」である。